

平成31年度版

練馬区

胃内視鏡検診マニュアル

(平成31年2月14日版)

平成31年4月

練馬区健康部健康推進課

監修：練馬区医師会健診管理部

胃部内視鏡検診導入検討委員会

練馬区胃内視鏡検診マニュアル

目次

I	本マニュアル発行の目的	1
II	胃内視鏡検査の実施内容	1
1	検診の実施内容	1
2	実施期間	1
3	実施体制	1
4	検査実施機関	1
5	検査実施者	2
6	「胃がん（内視鏡検査）検診研修会」概要	3
7	胃がん検診（内視鏡検査）実施対象者	4
8	受診の受付	4
9	自己負担金の徴収および免除	4
10	区がん検診の実施	
	（1）胃がん検診（内視鏡検査）実施方法	5
	（2）胃がん検診（内視鏡検査）時における病理組織検査の実施	5
	（3）検査終了時の説明	6
	（4）検査資料の提出	6
	（5）胃内視鏡検査画像の読影	6
	（6）総合判定済み結果判定表の返却	7
	（7）検診結果判定	7
	（8）結果説明	7
	（9）結果判定後資料の提出	8
	（10）記録の管理	8
	（11）精度管理	9
	（12）業務中の事故（偶発症の発生を含む）	9
	（13）個人情報保護	9
	（14）合理的配慮	9
	（15）環境配慮	9
11	委託料の支払い	9
III	胃内視鏡検査の流れ	11
1	契約事務・支払事務の流れ	11
2	事前の準備	12
3	検診の流れ	13
	様式一覧	14

I 本マニュアル発行の目的

このマニュアルは、市区町村が実施するがん検診（健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に基づき市町村が実施する検診。以下「検診」という。）のうち、練馬区が行う胃がん検診の胃内視鏡検査（以下「胃内視鏡検査」という。）を安全かつ円滑に行うために必要な事項を定めることを目的として発行する。

ただし、胃内視鏡検査を実施する際は、区が定める「平成31年度練馬区がん検診実施要領」をあわせて確認すること。

II 胃内視鏡検査の実施内容

1 検診の実施内容

健発第0331058号平成20年3月31日厚生労働省健康局長通知別添（平成28年2月4日一部改正）「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」および「東京都胃がん検診の精度管理のための技術的指針」に規定される胃内視鏡検査とする。

2 実施期間

平成31年4月1日（月）～平成32年3月31日（火）
（申込期間：平成31年3月1日～2月末）

3 実施体制

上記実施期間における練馬区胃がん検診は、区と一般社団法人練馬区医師会（以下「練馬区医師会」という。）との間において検診業務委託契約を締結し実施する。

練馬区医師会は会員医療機関を代表して区と契約を締結する。

練馬区医師会は、自ら業務を実施するとともに、区検診の実施に適格な医療機関として区が認める練馬区医師会の会員である医療機関（以下「検査実施機関」という。）に一部業務を委任して実施することができる。

4 検査実施機関

検査実施機関は、つぎの要件を満たす医療機関とする。
（練馬区胃内視鏡検査実施医療機関の要件）

事項	要件
1 検査実施者	胃内視鏡検査の検査実施者は、あらかじめ練馬区胃内視鏡運営委員会に「検査医認定申請書」（別紙様式1）を提出し、「検査医」の認定を受けておくこと。
2 研修会受講	（1）検査医は、胃内視鏡検査を実施するまでに練馬区または練馬区医師会が開催する「胃がん（内視鏡検査）検診研修会」を受講していること。 （2）メディカルスタッフ（看護師、臨床検査技師など）は、「胃がん（内視鏡検査）検診研修会」のカリキュラムの一部である「胃内視鏡の洗浄・消毒」の項目を受講していることが望ましい。 なお、「胃内視鏡の洗浄・消毒」以外の研修項目も極力受講することが望ましい。 ただし、日本消化器内視鏡技師会が開催する「消化器内視鏡機器取扱い講習会（基礎編）」を5年以内に受講済み場合は、受講証明書の写しを提出することで受講を免除する。院内で同等の研

	修を受講済みの場合も受講を免除する。
3 一次読影の熟知	検査医は、胃内視鏡検査を実施するまでに、「練馬区胃がん検診内視鏡検査診断区分」（資料1）を熟知すること。 平成31年2月14日・21日開催の説明会兼研修会で説明する。
4 機器管理（洗浄・消毒）	(1) 内視鏡の洗浄・消毒は、手洗いと自動洗浄消毒機を併用していること。 (2) 消毒剤は、高水準消毒薬が望ましい。 ただし、機能水を用いる場合は、機能水の特長、欠点、内視鏡機器の殺菌効果に関して科学的根拠の上で不確実な点があることなどを正しく理解し、財団法人機能水研究振興財団発行の「機能水による消化器内視鏡洗浄消毒器の使用の手引き」などを参照の上、各施設の責任において適正かつ慎重に使用すること。
5 偶発症対応	(1) 偶発症対応として、つぎのア～ウの対応を備えること（必須）。 (2) エもしくはオの体制を有すること。 (3) 検査実施機関毎に偶発症対策マニュアルを作成し、備えていること。 ア 救命救急設備を備えていること。 ・酸素、バックバルブマスク（BVM）、心電図モニター、除細動器（AED）など イ 救急カートを近くに置き、輸液、強心剤など必要な医薬品を常備すること。 ウ 救急カートを点検し、定期的に緊急対応の訓練を行っていること。 エ つぎのような偶発症への対応体制が整っていること。 ・鼻出血、生検や粘膜裂創による出血、アナフィラキシーショック、呼吸抑制 オ 偶発症対応が院内で困難な場合、近隣の医療機関と連携体制が取れていること。
6 データ提供環境	(1) 院外への画像提出が可能なこと。 (2) 画像データをDICOMまたはJPEG規格に準じてUSBメモリに保存し、二次読影医あてに提出することが可能なこと。

5 検査実施者

検査実施者として検査医の認定を受けることのできる者の要件および認定方法等をつぎのとおりとする。

（検査医の要件および認定方法等）

1 認定要件	つぎの（1）もしくは（2）のいずれかの要件を満たし、かつ、練馬区胃内視鏡検診運営委員会の認定を受けた者 (1) 日本消化器がん検診学会認定医、日本消化器内視鏡学会専門医、日本消化器病学会専門医のいずれかの資格を有する医師 (2) 診療、検診にかかわらず年間100件以上の胃内視鏡検査を実施している医師
2 検査医認定の申請	認定を受けようとする者は、練馬区胃内視鏡検診運営委員会に「検査医認定申請書」（別紙様式1）に、つぎに掲げる書類を添付して提出するものとする。

	(1) 上記1の(1)の要件の場合は、認定医・専門医の資格を証する書類の写し (2) 上記1の(2)の要件の場合は、検査実績を証明する申立書
3 検査医の認定	練馬区胃内視鏡検診運営委員会は、前項に基づき提出された検査医認定申請書を確認し、要件を満たした医師を「検査医」として認定し、「検査医認定通知書」(別紙様式4)を交付する。
4 検査医の認定期間	検査医の認定期間は、つぎのとおりとする。 (1) 上記1の(1)の要件で認定を受けた場合の有効期間は認定日から5年を超えない年度末までの期間とする。 (2) 上記1の(2)の要件で認定を受けた場合の有効期間は認定日から3年を超えない年度末までの期間とする。

6 「胃がん(内視鏡検査)検診研修会」概要

区および医師会は、検査実施機関の検査医が受講すべき研修会をつぎのとおり実施する。

(1) 開催日 (平成31年度) 平成31年2月14日・2月21日

(2) 受講対象者

ア 検査実施機関の検査医

イ 検査実施機関におけるメディカルスタッフ(看護師、臨床検査技師など)

※メディカルスタッフは、研修カリキュラム9を受講しておくことが望ましい。

(3) 研修カリキュラム

	課題	内容
1	胃がんの罹患・死亡の動向	・がん登録 ・人口動態統計
2	胃がんのリスク要因	・ピロリ感染 ・生活習慣：喫煙、高塩分食など
3	がん検診の基本概念	・対象：適応と除外 ・検診と診療の相違点 ・対策型検診と任意型検診
4	がん検診の有効性評価	・研究方法 ・アウトカム指標：適切な指標とは何か。 ・ガイドライン
5	がん検診の利益	・死亡率減少効果
6	がん検診の不利益	・偽陽性：定義、対策 ・過剰診断：定義、対策 ・感染 ・偶発症
7	精度管理	・精度管理の方法：チェックリスト ・精度管理指標：受診率、がん発見率、要精検率、精検受診率、陽性反応適中度 ・感度・特異度 ・追跡調査の方法
8	胃内視鏡検診の方法	・対象年齢・検診間隔 ・撮影方法 ・読影基準 ・症例検討
9	感染症対策	・胃内視鏡検査による感染事故 ・胃内視鏡の洗浄・消毒
10	偶発症対策	・胃内視鏡検査による偶発症 ・安全管理対策 ・偶発症の報告方法

7 胃がん検診（内視鏡検査）実施対象者

以下の要件をいずれも満たす者を胃内視鏡検査の実施対象者とする。

- (1) 検診実施日において練馬区内に住所を有する者
- (2) 当該年度末時点の年齢が50歳以上の者であり、かつ偶数年齢の者
- (3) 当該年度中に練馬区胃がん検診（胃内視鏡検査または胃部エックス線検査）を受診していない者

なお、胃内視鏡検査を受診した者には、当該年度中および翌年度中に胃内視鏡検査および胃部エックス線検査を実施することはできない。

また、胃部エックス線検査を受診した者に対し、当該年度中に胃内視鏡検査を実施することはできない。

8 受診の受付

検査実施機関は受診を希望する者（以下「受診希望者」という。）からの受診申込に対応する。

受診希望者がつぎの要件をいずれも満たすことを確認できた場合に受診申込を受け、検査を実施する。

要件	確認物
検診実施日において練馬区内に住所を有する者であること	健康保険証等、氏名・生年月日・住所を確認できるもの
当該年度末時点の年齢が50歳以上であり、かつ偶数年齢の者であること	
「受診券兼同意書」（別紙1）に同載の「練馬区胃がん（胃内視鏡検査）検診チェックシート（以下「チェックシート」という。）」のすべての項目の回答を「いいえ」として回答した者であること	受診希望者が持参する「受診券兼同意書」のチェックシートの回答内容を確認する。 ・「受診券兼同意書」は、区から対象者に氏名欄空白で配布している。 ・「受診券兼同意書」を持参しない場合は、検査実施機関にて保有する白紙の「受診券兼同意書」を使用してチェックシートの回答内容を確認する。

9 自己負担金の徴収および免除

- (1) 検査実施機関はつぎの自己負担金を受診者から徴収する。

胃がん検診（内視鏡検査）自己負担金	2,000円
-------------------	--------

- (2) 下記のいずれかに該当する者は、所定の書類の提出または生年月日を確認できるものの提示により、自己負担金を免除する。

自己負担金免除要件	確認物
・75歳以上の者 ・65歳以上の者で「後期高齢者医療被保険者証」を有する者	「後期高齢者医療被保険者証」または健康保険証等、氏名・生年月日・住所を確認できるもの（提示されたものを視認して確認する）
・住民税非課税世帯の者 ・みなし寡婦（夫）控除を適用後、住民税非課税世帯に属することとなる者	「平成31年度練馬区がん検診等に係る自己負担金免除通知書」（参考様式1）（提出を受けること）
・生活保護受給中の者	「生活保護受給証明書」（提出を受けること）

・中国・樺太残留邦人の者で支援給付を受給中の者	「支援給付受給証明書」(提出を受けること)
-------------------------	-----------------------

(3) 検査実施機関は、受診者ごとに自己負担金の徴収有無の区分を問診票(別紙3)に記録する。

(4) 自己負担金の徴収は検査が完了した後に行う。
検査を途中で中止した場合は、自己負担金を徴収することはできない。

10 区がん検診の実施

がん検診の実施方法および検査内容は原則、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」(平成20年3月31日付け健発第0331058号・厚生労働省健康局長通知(平成28年2月4日一部改正))および「東京都がん検診の精度管理のための技術的指針」平成30年2月改訂版、東京都福祉保健局。以下「都指針」とする。)に準拠する。

また、検診結果は、「都指針」の診断基準に準拠し、症状および問診の結果等を総合的に判断のうえ精密検査の要否として決定する。

実施にあたっては、事故防止に万全を期し、受診者の安全を確保すること。

(1) 胃がん検診(胃内視鏡検査)実施方法

ア 胃内視鏡検査の実施にあたっては、一般社団法人日本消化器がん検診学会による「対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアル2015年度版」(以下「学会マニュアル」という。)を参考にすること。

イ 受診者が上記8により対象要件を確認した本人であることを確認し、問診後、検査内容や利益・不利益などについて十分な説明を行い、同意を得た上、同意書に署名を得ること。

また、医師は同意書に署名する。

ウ 感染症の事前(術前)検査は実施しない。費用を医療機関負担とした上で実施することも不可とする。

エ 前処置において、咽頭麻酔(または鼻腔麻酔)は行うが、ブスコパン、グルカゴンなどの鎮痙剤(※)や静脈麻酔剤を含む鎮静剤、鎮痛剤は用いない。(※メントール製剤:ミンクリアの使用については可。ただし、費用は医療機関負担)

オ 食道・胃・十二指腸球部を含めて、30~40コマ程度を撮影する。検査の手順は、学会マニュアルの「VII.検査手順」の「4.胃内視鏡検査手順」を参照すること。

カ 色素散布について、インジゴカルミンの使用は可(ただし、費用は医療機関負担)とする。食道へのルゴール散布は不可とする。

キ 検診に使用した内視鏡は、用手洗浄後、高水準消毒薬((ア)グルタールアルデヒド(イ)フタラール製剤(ウ)過酢酸)または機能水を使用し、自動洗浄消毒機にて洗浄、消毒を行う。

ただし、機能水を用いる場合は、機能水の特長、欠点、内視鏡機器の殺菌効果に関して科学的根拠の上で不確実な点があることなどを正しく理解し、財団法人機能水研究振興財団発行の「機能水による消化器内視鏡洗浄消毒機の使用の手引き」などを参照の上、各検査実施機関の責任において適正かつ慎重に使用すること。

(2) 胃がん検診(内視鏡検査)時における病理組織検査の実施

病理組織検査(以下「生検」という。)は、進行胃がんを認めた場合にのみ行う。

生検は保険診療として行うものであり区がん検診とは異なること、検診の自己負担金の他に生検実施に対する診療の自己負担額が必要となること、生検を実施する場合の利益・不利益等について同意書徴取の段階で受診者に説明し、了承を得ておくこと。

(3) 検査終了時の説明

検査終了時に検査の概要、生検の有無の説明を行う。検査の結果は二次読影で最終判断が決定することから、約1か月後に対面による結果説明のために来院すべきことを受診者に説明する。

(4) 検査資料の提出

検査実施機関は、以下を医師会へ提出する。

- ア 一次読影済みの「練馬区胃がん（胃内視鏡検査）検診結果判定表」（別紙4）
- イ DICOM または JPEG 規格の画像データを保存した USB メモリ（医師会から貸与）
- ※生検を実施した場合は、画像データに病理組織検査結果報告書も添付する。
- ウ 健診センター提出用「練馬区胃がん（胃内視鏡検査）検診問診票」（別紙3）
- エ 検査時に偶発症が発生した場合は、「偶発症報告書」（別紙7）

※ただし、重症度が「重症」「死亡」の場合は、直ちに医師会を通じ、区に連絡すること。

検査実施機関から医師会に提出する検診書類に係る資料等の集配は、医療健診センター集配係が担当する。

(5) 胃内視鏡検査画像の読影

検査医による一次読影の後、読影委員会メンバーによる二次読影を行う。

読影委員会のメンバーは、日本消化器がん検診学会認定医、あるいは日本内視鏡学会専門医の資格をもつ医師、またはこれと同等の技術を有すると区が認めた医師とする。二次読影および画像点検はつぎの要領にて実施する。

(二次読影および画像点検の要領)

実施者	実施内容
医師会	<p>ア 検査実施機関から提出された「結果判定表」（別紙4）と画像データを二次読影を行う医師（以下「二次読影医」という。）に送付する。生検を実施した場合は病理組織検査結果報告書を添付する。</p> <p>イ 二次読影終了後は、二次読影医に渡した資料一式及び画像データを回収する。</p>
二次読影医	<p>ア 「結果判定表」に二次読影結果を記入する。</p> <p>イ 画像データの画像の網羅性や、画像の条件などについて報告の必要がある場合は「画像点検表」（別紙6）を検査医単位で作成する（画像点検表は1検査医1枚とする）。</p> <p>ウ 読影後は、医師会から提供のあった資料一式及び画像データを医師会に返却する。</p> <p>※別添2. 3. 5参照</p>

(6) 総合判定済み結果判定表の返却

医師会は、総合判定が終了した結果判定表を検査実施機関に返却する。

(7) 検診結果判定

二次読影を経た総合判定を最終診断とする。

検査実施機関は、結果通知書（別紙5）を作成する。

(8) 結果説明

結果説明は、二次読影終了後に行うものとする（二次読影結果での説明と、検査実施機関での一次検査の説明に相違があると受診者が混乱するため）。

結果説明は受診者本人に対面にて行う。

ただし、医療健診センターで検査を実施した場合に限り、異常なしと判定されたものについては受診者あて結果通知書を郵送することにより結果通知することができる。

ア 判定区分「要精密検査」の受診者（以下「要精検者」という。）に対する結果説明
(ア) 結果説明および精密検査受診勧奨を行う。

(イ) 要精検者に対し、区が、「精密検査結果把握事業」（下記参照）として精密検査の受診状況および精密検査の結果把握を実施していることを説明する。

(ウ) 要精検者が精密検査実施医療機関の紹介を希望した場合は、(イ)の実施に係る個人情報の取り扱いについて十分に説明した上でつぎの書類一式を渡す。

a がん精密検査受診のご案内（受診者向け）（別紙9）

b がん精密検査結果報告のお願い（精密検査実施医療機関向け）（別紙10）

c 精密検査結果報告書兼診療情報提供書（別紙8）

※精密検査結果記入欄に傷病名を記入する。生検した場合は病理組織学的診断名を記入する。

※自院で精密検査を行った場合は、cを作成し、医師会に提出する。この場合、診療情報提供料は算定できない。

※他院に精密検査を依頼する場合は、cを作成し適切な医療機関に紹介する（診療情報提供料を算定する）。

d 精密検査結果報告書送付用封筒（練馬区医師会事務局健診管理課宛）

イ 判定区分「要治療」の受診者に対する結果説明

(ア) 結果説明および受診勧奨を行う。

(イ) 自院で診療する場合は、通常の保険診療を行う。

(ウ) 他院に診療を依頼する場合は、自院の診療情報提供書を用いる（別紙8は使用しない）。

ウ 検査実施後2か月を経過しても受診者が結果説明に来院しない場合は、受診者あて結果通知書を郵送することにより結果通知することを可能とする。

エ ウによる結果通知を受けた受診者がその後来院した場合、受診者が要精検者の場合は、アの対応を実施する。

検査実施の段階で、直ちに治療を開始しなければ生命を脅かすと検査医が判断した場合は、治療を開始してよい。早急に治療を行う必要があると判断した場合は、結果説明を早急に実施できるよう、検査実施機関と練馬区医師会の間で二次読影実施等の調整を行うこと。

精密検査結果把握事業（参考）

国および東京都の実施指針において、自治体が胃内視鏡検診を胃がん検診として実施する場合は「精密検査結果の把握と整理」「東京都への検診結果の集計・報告」を行うべきこととされている。

このうち、「精密検査結果の把握と整理」「東京都への検診結果の集計・報告」については、医師会で一括してデータ作成を行う。

（精密検査結果把握事業の流れ）

（1）精密検査結果把握事業対象者

- ・ 検診の結果「要精密検査」と判定された者（「精検不要」「要治療」と判定された者は対象外）
- ・ 胃内視鏡検査実施時に生検を実施した者（検診結果の判定区分を問わず、すべて精密検査結果把握事業対象者となる）

（2）検診実施医療機関

- ・ 他院に精密検査を依頼する場合は、別紙8を作成し、精密検査実施医療機関（他院）に紹介する（診療情報提供料を算定する）。
- ・ 自院で検査をおこなった場合は別紙8を作成し、別紙8は医師会に提出する。この場合、診療情報提供料は算定できない。

（3）精密検査実施医療機関

- ・ 再検査等を行い、別紙8により精密検査結果報告書を作成し、医師会に提出する。

（4）医師会

- ・ 精密検査実施医療機関から提出を受けた精密検査結果報告書をデータ登録する。
- ・ 検診実施医療機関に精密検査結果報告書を返送する。

（9）結果判定後資料の提出

検査実施機関は、結果判定表を医師会に提出する。

（10）記録の管理

胃内視鏡検査画像は5年間保存する。また、問診記録、検診結果は5年間保存する。

がん検診の記録項目は、氏名、年齢、住所、過去の検診状況、検査結果、精密検査の必要性等とする。また、要精密検査となった者に対する受診説明の記録をあわせて整理する。

精密検査の結果、がんと診断されたものについては、臨床病期、治療の状況等を記録する。

（記録管理の分担）

医師会で保管、管理するもの	検査実施機関で保管、管理するもの
検査実施機関から提出された問診票・結果判定表のデータを健診システムに登録し、データにて5年間保管	受診券兼同意書、問診表、結果判定表、結果通知書、生検の記録、画像データを5年間保管

(11) 精度管理

がん検診が正しく行われているかを評価し、不備な点を改善するため、精度管理の取組をつぎのとおり行う。

ア 医師会内に、診断のための検討会や委員会を設置し、プロセス指標を用いた精度管理（※）を行う。

イ 検査実施機関は、区が提示するがん検診チェックリストにより自院の検診実施体制をチェックするとともに、医師会を介し、区あてチェック結果を報告する。
※精密検査受診率、精密検査未把握率、要精検率、がん発見率、陽性反応適中度等の指標を用い、各検査実施機関の評価、受託業務におけるがん検診の実施評価を行う。

ウ 検診時に実施した生検結果は、精密検査結果として取り扱う。

(12) 業務中の事故（偶発症の発生を含む）

医師会および検査実施機関における業務中に事故が発生した場合およびその業務に起因する事故ならびに障害等が発生した場合、実施機関は医師会を介し、区に迅速に報告すること。

医師会および検査実施機関は、業務中に発生した事故およびその業務に起因する事故ならびに損害について、医師会および検査実施機関に故意あるいは重大な過失のない限り、区と協議し、誠意をもって事故処理にあたるものとする。

万一、委託業務において損害賠償が発生したとき、医師会および検査機関の故意または過失によらないものは、区の負担とする。

(13) 個人情報の保護

医師会および検査実施機関は、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令および練馬区個人情報保護条例ならびに同施行規則の規定に加え、医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン（平成16年12月24日厚生労働省通知）等の規定を遵守し、個人情報の保護を徹底すること。

また、個人情報に関する事故が発生した場合、実施機関は医師会を介し、区に迅速に報告を行うこと。

(14) 合理的配慮

練馬区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成28年3月10日27練福障第2089号）を踏まえ、練馬区と同等の合理的配慮の提供を行うよう努めること。

(15) 環境配慮

受託業務において発生する医療廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月法律第137号）を遵守し、適切に処理すること。

11 委託料の支払い

区は、上記7の対象者に10の実施を完了した胃がん検診（内視鏡検査）について、医師会あて委託料をつぎのとおり支払う（10（8）結果説明を未完了の場合を含む）。

(実施1件あたりの委託料)

	平成31年4月1日～平成31年9月30日実施分	平成31年10月1日～平成32年3月31日実施分(※)
自己負担金を徴収すべき者に胃内視鏡検査を実施した場合	17,000円	17,334円
自己負担金を免除すべき者に胃内視鏡検査を実施した場合	19,000円	19,334円
結果説明	908円	925円

※いずれも一次・二次読影料含む。

※平成31年10月1日から消費税率が改正された場合に適用する。

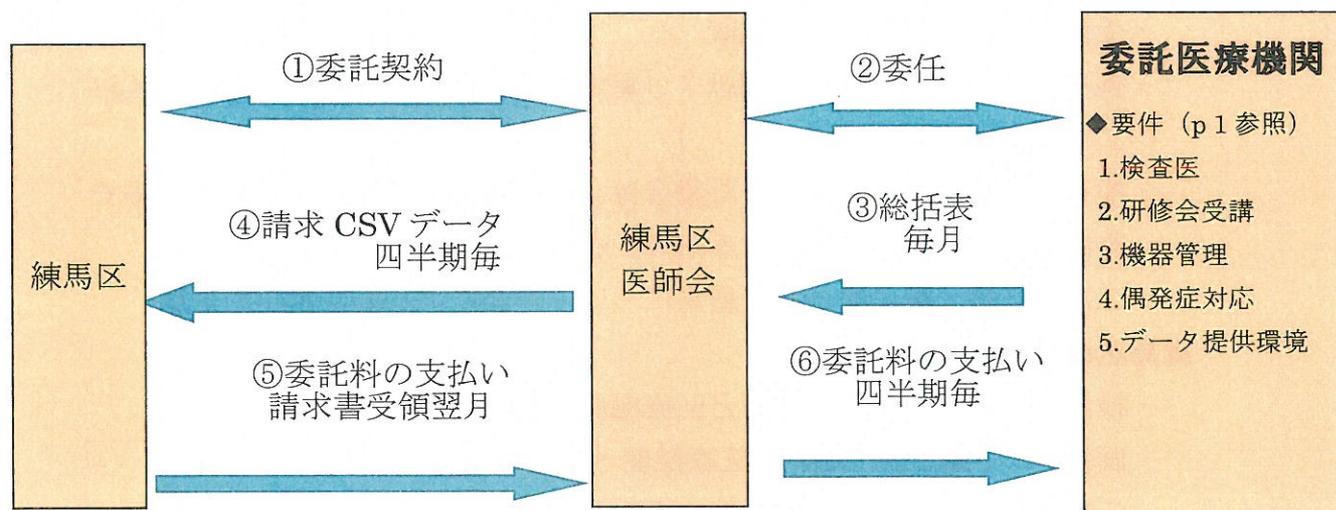
なお、検査実施機関等に対しては、練馬区医師会が検診実施に要した経費を支払う。

(検査実施機関および医師会間の経費の請求と支払の流れ)

- (1) 検査実施機関は、問診および結果判定表を医師会に提出する。
- (2) 医師会は、検査実施機関が提出する上記資料に基づき、区への検診委託料を四半期ごとにまとめ、請求する。
- (3) 区は、請求書受理の翌月、医師会に検診委託料を支払う。
- (4) 医師会は、検査実施機関への委託料の支払を四半期ごとにまとめた上で行う(医師会事務手数料を差し引いて支払う)。
- (5) 医師会は、二次読影医に読影費用を支払う。

Ⅲ 胃内視鏡検査の流れ

1 契約事務・支払事務の流れ



- ① 練馬区と練馬区医師会で委託契約を締結
- ② 練馬区医師会は、練馬区と契約した業務の一部の実施、二次読影を医療機関に委任する。医療機関は、個別検診の練馬区との契約事務、二次読影及び結果処理に関して練馬区医師会に委任する。
- ③ 医療機関は、検診の翌月レセプト提出時に、別紙 11「総括票」を練馬区医師会に提出
- ④ 練馬区医師会は、医療機関から提出された検診データを基に、四半期毎に練馬区に請求
- ⑤ 練馬区は、請求書受領翌月に練馬区医師会に委託料を支払
- ⑥ 練馬区医師会は、四半期毎に、医療機関に委託料を支払

実施医療機関の主な業務

- ・胃内視鏡検査の実施と一次読影及び二次読影（実施医療機関間での相互読影）
- ・一次読影結果と画像データを練馬区医師会へ提出
- ・受診者から自己負担金を徴収
- ・偶発症が発生した場合は別紙7「胃がん検診偶発症報告書」を練馬区および練馬区医師会へ提出
- ・検査と同時に生検を実施した場合は、生検病理検査結果（各医療機関で委託する検査機関が発行するもの）を二次読影依頼時に添付
- ・二次読影終了後に総合的な結果について対面による結果説明を実施

練馬区医師会の主な業務

- ・検診に係る各種様式の印刷と医療機関への配布
- ・画像データ提出用USBを医療機関へ貸与
- ・二次読影医師への必要書類等の提供と回収
- ・委託料の練馬区への請求と医療機関への支払
- ・精密検査結果把握事業の対応

2 事前の準備

① 練馬区：別紙1「受診券兼同意書」を対象者に送付する。

② 医師会：

ア：「チェックシート（医療機設置用）」「問診票」「結果判定表」「結果通知書」「画像点検表」「偶発症報告書」「がん精密検査受診のご案内（受診者向け）」「がん精密検査結果報告のお願い（精密検査実施医療機関向け）」「精密検査結果報告書兼診療情報提供書」「精密検査結果報告送付用封筒（練馬区医師会事務局健診管理課宛）」「総括票」を配布する。

イ：医療機関から上記様式等の追加希望の連絡あった場合は、必要数を再配布する。

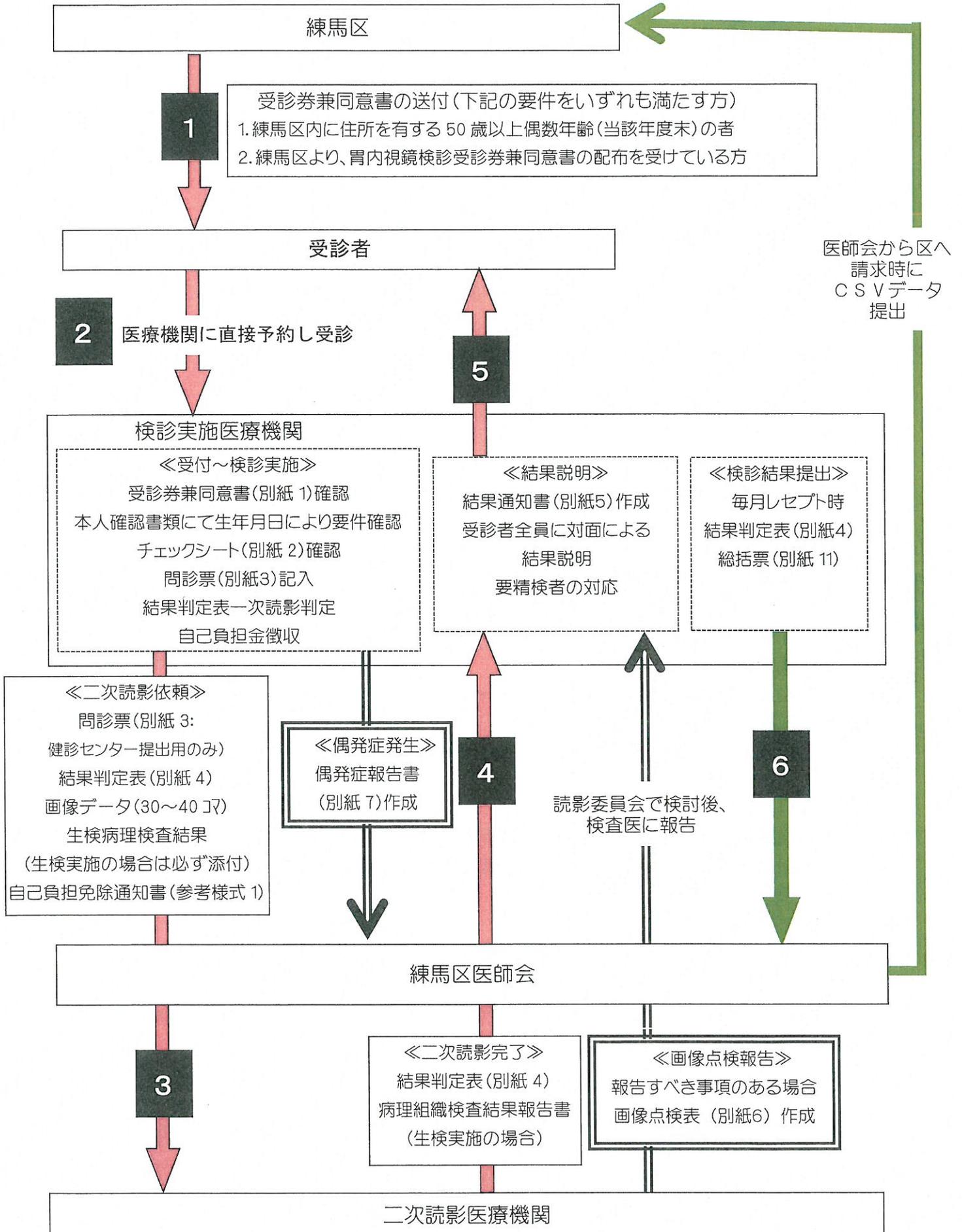
ウ：医療機関へ画像データ提出用USBを貸与する。

③ 医療機関：

ア：医師会から配布される帳票の確認

イ：各使用帳票が年度途中で不足した場合は、医師会に連絡して追加配布を受ける。

3 検診の流れ



様式一覧

(別紙)

- 1 受診券兼同意書（実施医療機関一覧及び受診者記入用チェックシート同載）
- 2 チェックシート（医療機関用）
- 3 問診票
- 4 結果判定表
- 5 結果通知書
- 6 画像点検表
- 7 偶発症報告書
- 8 精密検査依頼書兼診療情報提供書
- 9 がん精密検査受診のご案内（受診者向け）
- 10 がん精密検査結果報告のお願い（精密検査実施医療機関向け）
- 11 総括票

(別紙様式)

- 1 検診検査医認定申請書
- 2 申立書
- 3 検診に係る使用機器等報告書
- 4 検診検査医認定通知書

(別添)

- 1 検診予約から結果通知までの流れ
- 2 一次読影判定から総合判定のしくみ
- 3 画像点検の実施
- 4 偶発症の対応
- 5 検診二次読影業務手順及びフロー図
- 6 支払いについて
- 7 胃がん（内視鏡検査）検診においての要精密検査者について

(資料)

- 1 練馬区胃がん検診内視鏡検査診断区分
- 2 練馬区胃がん（胃内視鏡検査）検診結果判定表記入の手引き
- 3 結果説明と指導内容
- 4 保険診療の扱いについて
- 5 胃がん検診偶発症報告様式の記載
- 6 胃がん（内視鏡検査）検診時の偶発症にかかる対応について
- 7 練馬区胃がん実施指針に基づき実施する内視鏡検査に係る検査医の認定に関する事務取扱要領

(参考様式)

- 1 平成 31 年度練馬区がん検診等に係る自己負担金免除通知書